

阿賀野市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

阿賀野市長 田 中 清 善

### 阿賀野市規則第3号

阿賀野市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

阿賀野市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成16年阿賀野市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第2条第16号中「第2条第4項」を「第1条第6項」に改める。

第3条第1号中「第1項」を削り、同条第4号を削り、第5号を第4号とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条中「第9条第7項」を「第9条第9項」に改め、同条第1号中「第9条第5項」を「第9条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に改め、同条第9号中「第50条」を「附則第2項」に改め、同条を第5条とする。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号から第28号までを削り、第29号を第11号とし、第30号から第34号までを18号ずつ繰り上げ、第35号から第44号までを削り、第45号を第17号とし、第46号から第52号までを28号ずつ繰り上げる。

第7条第53号中「第1条の6」を「第1条の7」に改め、同号を第25号とし、同条第54号を同条第26号とし、同条第55号中「第9条第4項」を「第9条第6項」に、「同条第5項」を「同条第7項」に改め、同号を第27号とし、同条第56号を同条第28号とし、同条第57号から同条第61号までを28号ずつ繰り上げ、同条に次の5号を加える。

(34) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。）第5条第1項から第10項まで、第12項から第17項まで、第20項及び第21項の規定による障害福祉サービスの給付に関すること。

(35) 法第5条第24項の規定による障害者自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2の規定による育成医療及び更生医療に関すること。

(36) 法第77条の規定による地域生活支援事業のうち、第2号、第6号及び第8号の規定による事業に関すること（ただし、自動車改造助成に関することを除く）。

(37) 児童福祉法第21条の5の2の規定による障害児通所給付費に関すること。

(38) ヘルプカードに関すること。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。